

## 社会福祉法人ルピナス 役員等報酬・費用弁償規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉ルピナス（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程でいう役員とは、法人の定款により定められた理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 理事及び監事が理事会に出席したときの役員報酬は支給しないものとする。ただし、費用弁償費は支払うことができる。

	報 酬（日額）	弁償費（交通費等）
理事会出席報酬等	無 償	実費弁償

2 評議員が評議員会に出席したときの報酬は支給しないものとする。ただし、費用弁償費は支払うことができる。

	報 酬（日額）	弁償費（交通費等）
評議員会出席報酬等	無 償	実費弁償

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表 1 により報酬及び弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指

導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び弁償費を支払うことができ。

(報酬等の支給方法)

- 第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給は職員給与の支払日に支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給できるものとする。
- 3 報酬等は、現金又は銀行振込により本人に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

- 第 6 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規定に準じて支給する。

(適用除外)

- 第 7 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附則 (施行期日)

1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。